

## 自然科学研究機構分子科学研究所 I M S フェロー取扱要領

平成20年9月19日  
分子科学研究所長決定

### (趣旨)

第1 この要領は、分子科学研究所（岡崎共通研究施設及び生命創成探究センターにあつては、分子科学研究所が緊密な連携及び協力を行う研究施設を含む。以下「研究所」という。）において、優れた研究能力を持つ若手研究者を一定期間にわたり、特定の研究課題について研究を行う又は特定の研究プロジェクトに従事させるため雇用し、研究活動を発展推進させようとするものである。

### (名称)

第2 第1に定める特定の研究課題について研究を行う者又は研究プロジェクトに従事する者は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に定める特任研究員とし、I M S フェローと称することができる。

### (職務)

第3 I M S フェローは、研究課題について研究を実施するため、又は研究プロジェクトを推進するため、研究所長の命を受け、一定の職務を分担し研究に従事する。

### (資格)

第4 I M S フェローは、博士の学位を有する者又は博士の学位取得が確実な者とする。

### (選考)

第5 採用の選考は、教授会議の議を経て、研究所長が行う。

### (雇用期間)

第6 雇用は、1年以内とする。

2 雇用は、必要に応じ更新することができるものとし、雇用の通算期間は、原則として2年とする。ただし、やむを得ない場合においては、審査の上延長を認め、3年を限度とする。

### (勤務時間及び休暇)

第7 I M S フェローの勤務時間及び休暇は、就業規則の定めるところによるものとする。

### (雇用手続)

第8 雇用手続は、就業規則の定めるところによるものとする。

### (給与)

第9 給与は、就業規則の定めるところによるものとする。

### (その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、研究所長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成20年9月19日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成23年5月23日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。